

下田海上保安部公示 第1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和5年5月9日

下田海上保安部長



下田港における航泊の禁止について

下田港内海域において、第84回黒船祭海上花火大会が実施されるので、船舶交通の安全を確保するため、下記のとおり船舶（当該作業に従事する船舶及び下田海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和5年5月19日（金）午後8時15分から午後8時40分（花火打上げ終了時）までの間（予備日 同月20日（土）及び同月21日（日）の同時間）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びホとイを結んだ線により囲まれた海域

- |   |                     |                      |
|---|---------------------|----------------------|
| イ | 北緯 34 度 40 分 28.8 秒 | 東経 138 度 57 分 19.9 秒 |
| ロ | 北緯 34 度 40 分 19.8 秒 | 東経 138 度 57 分 36.0 秒 |
| ハ | 北緯 34 度 40 分 03.2 秒 | 東経 138 度 57 分 16.7 秒 |
| ニ | 北緯 34 度 40 分 04.4 秒 | 東経 138 度 57 分 08.0 秒 |
| ホ | 北緯 34 度 40 分 23.2 秒 | 東経 138 度 57 分 03.9 秒 |

3 備考

上記各地点に黄色灯浮標（黄色灯 4 秒 1 閃光、光達距離 4.0 km）が設置され、航泊禁止区域周辺には赤色点滅灯を点けた監視船 3 隻が配備される。

